令和５年度　定 時 社 員 総 会 参 考 書 類

○ 定時社員総会議事

⑴ 報告第１号　令和４年度 事業報告、
事業報告の附属明細書の報告の件

⑵ 議案第１号　令和４年度 貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び
正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認を求める件

⑶ 報告第２号　令和５年度 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の
見込みの報告の件

⑷ 議案第２号　理事の補欠選任について決議を求める件

注１：「公益社団法人 日本河川協会 定款」を添付しています。

注２：「社員総会参考書類」は、当協会ホームページ
(https://www.japanriver.or.jp/) にも掲載いたします。

注３：「社員総会参考書類」に修正が生じた場合は、当協会のホームページ
に掲載いたします。

（１）報告第１号　令和４年度 事業報告、事業報告の附属明細書の報告の件

・令和４年度 事業報告

公益社団法人 日本河川協会

自　令和４年４月　１日
至　令和５年３月 31 日

日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開しています。

令和４年度においても、河川に関する調査、啓発活動、人材育成、顕彰活動等の公益事業等を通じて社会貢献に努めました。

令和４年度に実施した事業等は以下のとおりです。

１．令和４年度 実施事業

１－１　河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に成果を公表する事業［調査事業］

(1) 「河川文化を語る会」の開催

人と川とのかかわりを「河川文化」として捉え、様々な側面からの知識を習得することや参加者間等の交流を深めることを目的に、「河川文化を語る会」を平成10年から開催しています。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分留意したうえで、船上講演会「川から見る東京・2022」をはじめ各地で 4 回開催し、令和元年度以前と同様の開催回数に戻すことができました。

開催回	開催日	テ ー マ	講　師	開催地
第 205 回	R4.10.25	船上講演会【川から見る東京・2022】 ・江戸・東京歴史コース ・東京の歴史と未来を探訪する 　社会基盤コース	松田 芳夫 氏 (公益社団法人日本河川協会　前会長) 細見 寛　氏 (中央大学研究開発機構　客員教授)	東京
第 206 回	R4.11.28	貨幣の歴史 ～造幣局の歴史と大川のかかわり～	西　正 氏 (元造幣博物館館長)	大阪
第 207 回	R5. 3.14	会報『河川文化』100 号を迎えて ～人と川の新時代を迎えて～	守田 優 氏 (芝浦工業大学名誉教授)	東京
第 208 回	R5. 3.19	22 世紀奈佐の浜プロジェクトの軌跡とこれからの展望 ～豊かな伊勢湾をめざして～	小浦 嘉門 氏 (22 世紀奈佐の浜プロジェクト 代表) 千葉 賢 氏 (22 世紀奈佐の浜プロジェクト 副代表 四日市大学教授)	名古屋 【WEB 併用】

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料を収集しました。また、適応策に関係する日本学術会議の 2 つの分科会活動に参画しました。このうち「気候変動と国土分科会」では、水災害の頻発化、激甚化のみならず、人口減少や高齢化、エネルギーや産業構造の変化など､社会全体が大きく変化する中で水災害適応策を考えていく必要があるとして幅広い観点から検討を進めました。その上で、IPCC 第 6 次報告等を参考に気候変動の影響がさらに進んだ将来を想定し、防災まちづくりや国土計画のあり方、特に、適応策としての将来の市街地土地利用を検討する上で先行して科学技術が取り組むべき課題は何か､といった問題意識から、住宅の耐水対策を含めてとりまとめを進めました。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川行政の取り組みや課題、河川に関わる社会的な動向等に関する最新情報を発信するメディアとして昭和 17 年から刊行してきました。これらの記事のストックは、貴重なデータベースとして行政関係者、研究者などに広く活用されています。インターネット経由での電子版（カラーPDF 版）は、全ての会員に公開しています。

令和 4 年度は、国土交通省が重点的に取り組んでいる流域治水と DX についてそれぞれ 2 回特集しました。

また、7 月号では、第 4 回アジア・太平洋水サミットにおける天皇陛下記念講演を掲載しました。

＜令和 4 年度　特集テーマ＞

4 月号「令和 4 年度予算」
5 月号「国土を守る土砂災害防止技術」
6 月号「大河川の歴史（第 18 回）雄物川・吉井川」
7 月号「世界の水問題の解決に向けて」
8 月号「浜辺の再生・強靭化」
9 月号「既存ダムにおける治水・利水機能の更なる強化」
10 月号「流域治水～大和川・江の川～」
11 月号「河川における DX の取り組み
～水害リスクコミュニケーションの推進～」
12 月号「河川管理を DX で変える」
1 月号「大河川の歴史（第 19 回）黒部川・大井川」
2 月号「令和 4 年の風災害とその対応」
3 月号「流域治水における砂防の取組」

(4) 河川に関する情報の収集・整理と広報資料の作成

令和 4 年度においては、河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）等を収集・整理し、その普及や一般にわかりやすい的確な情報発信の手法について検討を行うとともに広報資料を作成しました。その一つとして、「水管理・国土保全局所管事業の事業効果」（国土交通省ホームページ）を改良しました。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との考えの下で、河川事業の経緯や河川に関わる諸制度の創設等の河川行政史に関する情報を記録する資料（「オーラルヒストリー」）を平成 13 年度から作成してきました。

令和 4 年度は、「東日本大震災の初動における国土交通省の取り組み（仮称）」について関係者から資料を収集するなど、準備作業を実施しました。

1－2　河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業[キャンペーン事業]

(1) 「川の日」記念行事の支援

「川の日」実行委員会が実施する「川の日」記念行事を事務局として支援しました。WEB サイトに「川の日」の 7 月 7 日をはさむ 8 日間バナー広告を掲載し、これにリンクして全国の河川に関するイベント等を広く一般に紹介することで、「川の日」の啓発を図りました。

また、「第 14 回いい川・いい川づくりワークショップ」及び「日本水大賞」を支援するとともに、防災冊子の作成・配布を通して「川の日」の啓発活動を展開しました。

(2) その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

5 月～6 月の水防月間に、冊子「自分の命を自分で守るために―令和 4 年度版―」を作成し配布するなど、次表のキャンペーン活動への参画・支援を行いました。

時期	行事名	主催
5 月	水防月間 （5 月 1 日～31 日・北海道は 6 月 1 日～30 日）	国土交通省・内閣府・都道府県・水防管理団体
7 月	河川愛護月間（7 月 1 日～31 日）	国土交通省・地方公共団体
	森と湖に親しむ旬間（7 月 21 日～31 日）	国土交通省・林野庁・地方公共団体
8 月	水の日・水の週間 （8 月 1 日・8 月 1 日～8 月 7 日）	水循環政策本部・国土交通省・都道府県
	防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）	内閣府・防災推進協議会

1－3　河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業［研修・セミナー事業］

(1) セミナーの開催

新型コロナウイルス感染症の状況により、水防に関する法律・制度や水防活動の事例等をテーマにした「水防研修」、河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」、「流域治水」等の最新の施策等をテーマにした「河川講習会」は、WEB（オンデマンド）研修として開催し、専門的知識の普及を図りました。カリキュラムの編成に当たっては、前年度までのアンケートを精査するとともに、内容の重複がないよう調整しました。

令和 4 年度の実施内容は次表のとおりです。

また、開催にあたっては、ホームページへの掲載やメールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し周知を図り、参加者の拡大に努めました。

研修名	期間	受講者数	講義内容
水防研修（WEB 研修）	令和 4 年 4 月 15 日(金)～30 日(土)	282 名	「河川行政に関する最近の話題」、「水防行政に関する最近の話題」、「特別講演 災害情報の枠組」など
河川管理研修（WEB 研修）	令和 4 年 10 月 14 日(金)～31 日(月)	590 名	「河川行政の動向」、「水利行政」、「現場の課題と対応事例」など
河川講習会（WEB 講習会）	令和 5 年 2 月 13 日(月)～28 日(火)	359 名	「最近の河川行政について」、「令和４年の風水害とその対応」、「特別講演 治水ルネッサンスー質を大切にする社会づくりに向けてー」など

新たに実施を予定していた「現場研修会」については、新型コロナウイルス感染症の状況により中止としました。

(2) 地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する中で、河川の有する機能を適切に保全する取り組みが重要になってきています。そのような状況の下で、令和 4 年度も引き続き、河川の維持管理に関する資格を認定する一般財団法人「河川技術者教育振興機構」の運営を支援しました。

制度発足から 8 年目を終え、有資格者は、河川維持管理技術者 456 名、河川点検士 6,137 名（いずれも令和 4 年度末）に達し、全国の河川管理の最前線で活躍いただいています。

１－４　河川に関する功労者の表彰、コンクールの実施及び支援等により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業［表彰・コンクール事業］

(1) 河川功労者表彰

昭和 24 年に創設以来、治水・利水・環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった個人や団体を表彰してきました。

令和 4 年は、都道府県・地方整備局等からの推薦をもとに、河川功労者表彰審査委員会（委員長：松田芳夫）の審査を経て理事会で決定された 62 名の個人と 43 団体を表彰しました（6/2 表彰式）。現在までの表彰件数は 4,247 件となっています。

(2) 日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

「日本水大賞」は、日本水大賞委員会（名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下、委員長：毛利衛）を実施主体として、水循環の健全化に貢献する様々な活動を支援する目的で平成 10 年度に設けられました。また、「日本ストックホルム青少年水大賞」は、「日本水大賞」の一環として高校生等を対象に平成 13 年度に設けられました。

令和 4 年度は、次表の各団体が受賞しました。日本水大賞として、国際分野の活動が 2 年連続（2 回目）で選ばれました。

6 月 14 日に「第 24 回日本水大賞」及び「2022 日本ストックホルム青少年水大賞」の表彰式･受賞活動発表会を秋篠宮皇嗣殿下のご臨席を賜り開催しました。

2022 日本ストックホルム青少年水大賞を受賞した高校生 2 名、指導教諭 1 名等を 3 年ぶりに開催されたストックホルムでの国際コンテストに派遣・参加しました。結果は以下の通りです。

青少年水大賞グランプリ	カナダ
準グランプリ	ブラジル
ピープルズ・チョイス賞	アラブ首長国連邦（UAE）

また、2020 ストックホルム青少年水大賞（WEB 開催）でグランプリを受賞した青森県立名久井農業高等学校 Treasure Hunters の元高校生 2 名も招待を受け、併せて国際コンテストに派遣・参加しました。

第 24 回日本水大賞　各賞　（応募総数 131 件）

各　　賞	活動主体	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大　　　　賞	団体	福岡県	アフガン・「緑の大地計画」―伝統に学ぶ灌漑・水利事業	ペシャワール会／PMS（平和医療団・日本）
国土交通大臣賞	団体	福岡県	昭和 28 年筑後川大水害の伝承活動	筑後川まるごと博物館運営委員会
環境大臣賞	学校	群馬県	尾瀬国立公園や片品川源流域をフィールドにした水環境学習	群馬県立尾瀬高等学校 自然環境科
厚生労働大臣賞	団体	山梨県	多摩川源流での水源の森再生プロジェクト	特定非営利活動法人 多摩源流こすげ
農林水産大臣賞	団体	栃木県	渡良瀬川源流域の森再生プロジェクト	特定非営利活動法人 足尾に緑を育てる会
文部科学大臣賞	学校	滋賀県	安曇川流域資源を活用した起業家精神育成の推進	大津市立葛川小・中学校 KCL プロジェクト
経済産業大臣賞	企業	大分県	排水クローズドによる水資源循環型システムの構築	大分キヤノンマテリアル株式会社
市民活動賞	団体	千葉県	水災害への意識を高める市民防災まちづくり塾	市民防災まちづくり塾
国際貢献賞			該当ナシ	
未来開拓賞	団体	滋賀県	びわ湖の固有種ビワオオウズムシから見つめる地球環境	びわ湖トラストジュニアドクター育成塾ビワオオウズムシ調査隊
審査部会特別賞	個人	埼玉県	新潟県魚野川流域を中心とした川の文化の記録	戸門　秀雄
審査部会特別賞	企業	大阪府	災害被災地域における水道施設の早期復旧活動	理水化学株式会社

2022 日本ストックホルム青少年水大賞　各賞　（応募総数 12 件）

各　　賞	活動主体	都道府県	調査研究の表題	学校・クラブ名
大　　　　賞	学校	青森県	土壌水分と転炉スラグで塩類集積を抑制するシステムの開発	青森県立名久井農業高等学校 環境研究班 Flora Hunters
審査部会特別賞	学校	東京都	機械学習を用いた高精度地下水位予測モデルの開発　～これまでにない汎用性の高い地下水位予測～	海城高等学校

令和 5 年 6 月に表彰式を行う「第 25 回日本水大賞」及び「2023 日本ストックホルム青少年水大賞」の審査を行い、3 月までに大賞をはじめ各賞を決定しました。なお、募集に当たっては、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの分野について積極的な応募促進を行い、様々な活動内容と活動主体から応募をいただきました。

１－５　河川に関する図書等の刊行等［収益事業］

(1) 図書の出版等

過去からの河川事業に関する通達等のデータベースである「令和 4 年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2022 河川ハンドブック」を刊行・販売しました。「河川事業関係例規集」については、ペーパーレス化の流れ等の観点から PDF 版（DVD に収録）も刊行しました。例年以上に多くの引合いをいただき、PDF 版については増刷して対応しました。

(2) 受託調査・研究

令和 4 年度においては、収益事業としての受託調査・研究は行いませんでした。

１－６　会員活動への助成、会員への情報誌会報「河川文化」の配布、河川関係諸団体の活動への支援［会員活動助成等事業］

(1) 会員活動への助成

二種正会員（個人）を中心に府県単位で設立されている団体の運営を支援するために、令和 4 年度には 13 団体のうち申請のあった 8 団体に対して運営経費の一部を助成しました。

また、二種正会員（個人）による川をテーマにした自主的な調査・研究などの活動を支援するために、令和 4 年度は 4 つのサークルに対して活動経費の一部を助成しました。

(2) **会員に対する情報誌会報「河川文化」の発行・配布**

会報「河川文化」は、「川における様々な文化」をテーマに全国各地からの情報を発信する会員向けの情報誌として、平成9年の河川法改正、二種(個人)会員制度の創設とともに平成10年4月創刊(年4回発行)し、四半世紀を迎えました。

令和4年度においては、多くの会員に寄稿を頂き100号記念号を刊行しました。会員(海外も含む)と併せ、図書館、博物館、資料館等に毎号 約4,000部を配布しています。

創刊以来の全ての記事を検索できる検索システムにより、アーカイブとして有効活用ができるようにしています。

発行月	号数	特集名	シリーズ/河川文化を語る	執筆者
令和4年6月	第98号	紀伊半島の川	紀伊半島の山と谷	千木良雅弘氏他
9月	第99号	人と川の四半世紀	人と水面とまちづくり	岸井隆幸氏他
12月	第100号	人と川の新時代への歩み～100号を総攬する～	会員からの寄稿、活動紹介と既刊誌のアーカイブが中心	―
令和5年3月	第101号	荒川（埼玉）特集	荒川今昔 ―水害対策を中心に―	大久根 茂氏他

(3) **河川関係諸団体の活動への支援**

NPO法人「川に学ぶ体験活動協議会」等の活動を支援しました。

(4) **会員へのメールマガジンの送付**

令和2年6月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、毎週初めに最新の河川行政の動きと河川に関する情報や河川協会からのお知らせをコンパクトにまとめたメールマガジンを配信しています。

令和4年度は、予算成立の際の特集号をはじめ、55回配信しました（3月31日時点）。

(5) **有識者によるWEB講演の配信**

水管理・国土保全局の予算説明や線状降水帯予測の開始など、有識者による注目されるテーマの講演会を会員に配信しました。

6月：気象業務に係る最近の話題
9月：令和5年度予算 概算要求について
1月：令和5年度予算説明

２．正会員の入退会数及び現在の正会員数

一種正会員（地方公共団体等）、二種正会員（個人）、三種正会員（法人及び団体）の入退会数及び令和4年度末現在の正会員数は、次表のとおりです。令和3年度末と比較して、一種正会員は 4市町が入会（退会 1→増 3）、三種正会員は23団体が入会（退会 4→増 19）されました。二種正会員は 107人が入会（退会128→減21）となり、合計会員数は1増加しました。

（令和5年3月31日現在）

会員の区分	前年度末	入会数	退会数	現在数	摘要
一種正会員	144	4	1	147	地方公共団体等
二種正会員	2,173	107	128	2,152	個人
三種正会員	390	23	4	409	法人・団体
計	2,707	134	133	2,708	

３．社員総会、理事会及び常任理事会の開催

３－１　社員総会

第 77 回　定時社員総会　　　　開催日　令和４年６月２日

東京都千代田区平河町の砂防会館シェーンバッハ・サボーで開催し、会長松田芳夫の開会挨拶の後、事務局から正会員の出席状況について、定款第 19 条の規定に基づく定足数を満たしており、社員総会が成立していることを報告した後、定款第 18 条の規定に基づき会長が議長となって議事に入りました。(1)令和３年度事業報告、事業報告の付属明細書の報告の件、(2)令和３年度貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書、財産目録の承認を求める件、(3)令和４年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みの報告の件、 (4) 理事及び監事の選任について決議を求める件について、(1)及び(3)は報告し、(2)及び(4)については採決を行い、(2)については過半数の賛成により原案のとおり承認することが決議されました。 (4)については議決権行使書面による賛成が過半数を超えており、更に、社員総会において候補者を一括で決議することを諮り異議がないことを確認した上で一括採決し、次の理事 23 名及び監事２名全員が選任されました。

理事	淺枝　　隆	岡本　正男	楓　　千里	甲村　謙友	佐藤　年緒
	七戸　克彦	清治　真人	曽小川久貴	高橋　健文	田代　民治
	中村　太士	三井　元子	村田　和夫	山田　　正	黒川純一良
	志賀　文夫				（以上再任）
	加納　行弘	神達　岳志	吉良美知宏	佐藤　　宏	西村　　薫
	山科　昭宏	山本　英二			（以上新任）

監事　津野　三夫（再任）　　望月　常好（新任）

社員総会終結後、特別講演を開催し、関田康雄氏（前 気象庁長官、MS&ADインターリスク総研(株)顧問）から、「気象業務に係る最近の話題」との演題で講演をいただき、後日、協会のホームページで配信（オンデマンド）しました。

３－２　理事会

(1) 理事会（令和4年度第1回）　　　　開催日　令和4年5月13日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及び WEB 会議システムを用いて開催し、定款第 39 条の規定に基づき会長が議長となって議事に入り、(1)社員総会の招集にあたって定める事項について理事会の決議を求める件、(2)社員総会提出議案について承認を求める件、(3)会員の入会可否の承認を求める件について諮り、全ての議案について決議又は承認されました。

(2) 理事会（令和4年度第2回）　　　　開催日　令和4年6月２日

定時社員総会において理事・監事が選任されたことにより、定款 25 条第 3項の規定に基づき、会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事の選定のため、東京都千代田区平河町の砂防会館別館で開催し、高橋健文理事が仮議長となり会長の選定が行われ、甲村謙友理事が全会一致で選定され、定款 39 条の規定に基づき甲村会長が議長となって、副会長、専務理事、常務理事、常任理事の選定が行われ、次のとおり決定し、結果を総会出席会員に報告しました。

会　長	甲村　謙友	常任理事	淺枝　　隆
副会長	高橋　健文	常任理事	岡本　正男
副会長	山田　　正	常任理事	清治　真人
		常任理事	曽小川久貴
専務理事	黒川純一良	常任理事	田代　民治
常務理事	志賀　文夫	常任理事	村田　和夫
		常任理事	山科　昭宏

(3) 理事会によるみなし決議　　決議があったとみなされた日 令和4年7月6日

令和4年6月29日付け河協発第24号で、甲村謙友会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和4年7月6日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(4) 理事会によるみなし決議　　決議があったとみなされた日 令和4年9月30日

令和4年9月22日付け河協発第32号で、甲村謙友会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」、「参与の委嘱について意見を求める件、細見寛（再任）」についての提案書を発送し、当該提案につき令和4年9月30日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(5) 理事会（令和4年度第3回）　　開催日　令和4年11月21日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、(1)「会員の入会の承認」、

(2)「定款第31条に準じた取引の承認」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

(6) 理事会によるみなし決議　　決議があったとみなされた日 令和5年2月7日

令和5年1月31日付け河協発第9号で、甲村謙友会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和5年2月7日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(7) 理事会（令和4年度第4回）　　開催日　令和5年3月29日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、(1)「令和5年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み」、(2)「会員の入会の承認」、(3)「令和5年河川功労者表彰者の決定」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

３－３　常任理事会

(1) 常任理事会　（令和4年度第1回）　　開催日　令和4年9月20日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、「会員の入会可否について」審議し、承認されました。

(2) 常任理事会　（令和4年度第2回）　　開催日　令和5年1月30日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協

会会議室及び WEB 会議システムを用いて開催し、「会員の入会可否について」審議し、承認されました。

(3) 常任理事会によるみなし決議

会長(松田芳夫(～R4.6.1) 甲村謙友(R4.6.2～))から、常任理事会理事の全員に対して、常任理事会の決議の目的である事項「会員の入会の可否について」の提案書を発送し、各提案につき、下記年月日までに、常任理事の全員からの同意を得たので、定款第 42 条に基づき、当該各提案を承認する旨の常任理事会の決議があったものとみなされました。

提案日	決議があったとみなされた日
令和４年　４月 20 日	令和４年　４月 27 日
令和４年　６月 21 日	令和４年　６月 28 日
令和４年　11 月 15 日	令和４年　11 月 16 日
令和５年　３月 22 日	令和５年　３月 23 日

４．協会運営に関して特記すべき事項

令和２年以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、理事会を含めた WEB 会議の活用や時差出勤等により、同感染症対策と必要な業務の両立を図りました。

また、令和４年４月の「水防研修」、令和４年 10 月「河川管理研修」、令和５年２月「河川講習会」は、事前に収録した講義を一定期間、インターネットで配信して受講する WEB（オンデマンド）研修で実施しました。

これら通じて得られた知見を踏まえ、ワーク・ライフバランスの改善や業務効率の向上に資する取り組みを進めています。

○　受取寄附金の内訳

正味財産増減計算書内訳表に記載した公益目的事業の区分ごとの受取寄附金の額と寄付していただいた皆様は下表のとおりです。心から御礼を申し上げます。

事業区分	公５　表彰・コンクール事業	受取寄附金の額	17,000,000 円
寄附者			
いであ　株式会社　様		2,000,000 円	
応用地質　株式会社　様		1,000,000 円	
共和コンクリート工業　株式会社　様		1,000,000 円	
株式会社　建設技術研究所　様		3,000,000 円	
株式会社　東京建設コンサルタント　様		3,000,000 円	
日本工営　株式会社　様		3,000,000 円	
パシフィックコンサルタンツ株式会社　様		2,000,000 円	
八千代エンジニヤリング株式会社　様		2,000,000 円	

事業区分	共通	受取寄附金の額	1,257,500 円
寄附者			
㈱阿部工務店	㈱英明工務店	㈱加藤組	
木下建設㈱	黒田整地開発㈱	㈱佐藤組	
関場建設㈱	㈱大栄建設	(一財)ダム技術センター	
㈱東豊開発コンサルタント	日建工学㈱		（五十音順）

阿部辰数　様	及川拓治　様	大島一哉　様	小野秀雄　様	岸本芳雄　様
倉本てつ　様	斎藤治秀　様	塩﨑貞夫　様	新宅宏章　様	鈴木元就　様
須藤光雄　様	瀬川光太郎様	髙木啓輔　様	髙玉利之　様	高野　登　様
田中常雄　様	谷川祐二　様	千島　卓　様	津野三夫　様	富田正則　様
中尾忠彦　様	中原　靖　様	西本　靖　様	新田聖二　様	藤田光一　様
藤山秀章　様	本田健一　様	本田秀樹　様	村田和夫　様	森北佳昭　様
兪　朝夫　様	芳野徳昭　様	和氣三郎　様	和里田義雄様	（五十音順）

合　計	18,257,500 円

・令和４年度　事業報告の附属明細書

公益社団法人 日本河川協会

事業報告には記載しなかった「地球温暖化適応策に関する基礎的な資料一覧」を事業報告の附属明細書に記載します。

地球温暖化適応策に関する基礎的な収集資料一覧は以下のとおりです。

詳細は、ホームページをご覧下さい。

2201　適応不能となる限界を踏まえ社会を含めた総合的な取り組みによる Climate Resilient Development を適応策の柱とした IPCC 第２作業部会第６次評価報告書の政策決定者向け要約

2202　適応策や社会的経済的影響への対応などを含め総合的な視点に立って緩和策に取り組む必要があるとした IPCC 第３作業部会第６次評価報告書の政策決定者向け要約

2203　Atmospheric River が水と熱を運んで南極に上陸し氷棚の崩壊に相当程度寄与していることを衛星観測や気候モデル計算の結果を用いて指摘している論文

2204　蘭の治水史を概観した上で 2004 年のワークショップ結果をもとに 100 年で 5m の海面上昇が起これば様々な要因から対策が追いつかず大規模な移住が発生するとした論文

2205　米では気候変動影響による移住が始まっているとして Charleston 等の自治体の取り組み事例とともに事前対策のポイントや参考資料を首長や職員向けにとりまとめた米 NLC のレポート

2206　IPCC 第6次レポートの気候モデルには気温上昇を過大に算出する'hot model'が含まれているとの注意喚起から実測データを用いた分析の重要性をあらためて感じさせるコメント

2207　海面上昇に伴う撤退や洪水に対する住宅耐水対策をはじめ実践者や学生に対するスキルや科学教育など時間軸を意識して行動内容をとりまとめた英 Environment Agency のリーフレット

2208　海面上昇の脅威にさらされている米 Charleston について関係機関や研究者のチームが住民とのワークショップや街歩きを行いながら将来の都市デザイン案をとりまとめた報告書

2209　海面上昇による移住は避けがたくなるとして種々の仮定に基づき England 内の検討対象戸数を推算するとともに海外事例を踏まえて課題等について若干の考察を行っている論文

2210　気候変動の影響を加味していないケースも多いがゾーニングによってリスクが高い土地への新規立地を抑制するなど EU 各国と英における洪水対策の具体事例を列挙しているレポート

2211　海面の上昇速度が速くなると高潮防護施設のレベルアップ等による対策が間に合わなくなるなど様々な対応困難な事態が生ずることを指摘している蘭デルタ・プログラム関連の論文

2212　気候モデルによる予測の不確実性などを考慮して 1.5℃や 2℃を大幅に越えた気温上昇により壊滅的な影響が生ずる事態を想定した検討が必要であることを訴えている提言

2213　気候変動が気温上昇や洪水などの極端事象の発生を通じて様々な感染症に影響していることを文献調査によって分類・整理した論文

2214　カリフォルニアを対象に気候モデル計算結果群を用いて最も大きな降雨となる気象条件を踏まえつつ過去と将来を比較した上で気温上昇に伴う豪雨発生確率の変化を図示している論文

2215　観測データを重要視し複数観測所を一つの仮想観測所としてデータを整理分析して海面上昇量の 2050 年までの近未来予測を行っている米 NOAA の潮位予測報告書

2216　南極 Thwaites 氷河の棚氷接地点近傍の海底で観測された多数の平行線状地形には潮汐の影響があるとして分析し陸側への接地点後退速度の急激な増大を指摘している論文

2217　海面上昇が進み財政的技術的限界に達すると海沿いの低平地にとって移住・移転が唯一の現実的な適応策になるとしている IPCC 第２作業部会第６次報告書の Technical Summary

2218　tipping point の考え方を整理して 16 事象を抽出し海面上昇に影響するグリーンランドと西南極の氷床については気温上昇量が 1.5℃前後で tipping point を超えるとした論文

2219　海面上昇予測の精緻化は出来ていないがハード整備が一定程度進む 2050 年頃以降の対応についても考えようとしていることが読み取れる蘭デルタ・プログラム 13 年目のレポート

2220　地域内各層との意見交換等を通じて課題把握や施策検討等を進めるための deliberative mini-public と称する手法の事例を整理して英気候変動委員会に提言を行っているレポート

2221 メッシュデータ化された降雨観測値を用いてAtmospheric Riverによる豪雨の発生しやすさ等を日本地図の上に表示し地形特性の影響を指摘している論文
2222 観測データとモデル計算結果を用いて米北東部の大西洋沿岸でのハリケーン強度増大の要因を確認し今後もこの傾向が続くとともに北西太平洋沿岸も同様であることを指摘した論文
2223 気候変動対策には人々の行動変容が不可欠であるとして人の行動要因と政策による働きかけの内容を整理し項目ごとに既往の心理学の成果を説明しているレビュー論文
2224 水害保険の今後のあり方を検討するに際して危険性の高い地域からの住居移転や行政コストなどを含めて論じているカナダ政府が立ち上げた産学官民のチームによるレポート
2225 地中海の海面水位変化量が沿岸各地で大きく異なることを説明する必要があるとして検潮所と衛星観測による実測データを用いて差が生ずる原因の解明を試みた論文
2226 海洋が蓄えた熱の量、塩分濃度のバラツキ、成層の程度について過去から現在までの変化を図示するとともにデータに反映される気象の変化等を説明している論文
2227 気候変動をはじめ誰もが感じている様々な危機について相互の関連性を含め直近と中長期の2つの視点から考察を加えているダボス会議向けのレポート
2228 気候モデルの予測結果を学習させたAIに各年の気温世界分布観測値を与えて1.5℃や2.0℃の気温上昇に至るまでの年数を各年ごとに算出することでAIの活用可能性を示した論文
2229 米の31の海面上昇レポートによる54地点の予測とIPCC第6次報告の地域予測を比較評価した上で不確実性を踏まえて超高リスク予測も含めた幅広の対応が必要であるとした論文
2230 南極Thwaites氷河の流出速度を抑制している氷棚の融解が氷棚底面の亀裂など凹凸形状に強く影響されることを水中探査機による観測結果等によって初めて明らかにした論文
2231 Atmospheric Riverに関する研究経緯や分類について説明した上で過去40年間の観測データを用いて世界的な発生頻度や発生場所など様々な観点から変動傾向を分析している論文
2232 洪水などの自然災害リスクやCO2削減に伴う企業の移行リスクについて金融機関や企業向けの民間の分析サービスが急速に拡大・発達していることがわかるUNEP・FIの報告書
2233 米の洪水保険のうち地域の取り組み内容に応じて保険料を引き下げる仕組みで得られたデータを用いて移転や住宅耐水化などが被害額減少に効果的であることを明らかにした論文

（２）議案第１号　令和４年度 貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認を求める件

貸　借　対　照　表

（令和5年3月31日 現在）

（単位：円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　減
Ⅰ　資産の部			
1. 流動資産			
現金、預金	24,677,682	16,870,115	7,807,567
未収金(会費)	2,004,000	1,998,000	6,000
未収金(調査事業等)	40,101,141	42,120,856	△ 2,019,715
未収金(その他)	5,936,306	6,471,458	△ 535,152
前払金	0	0	0
社会保険料立替金	△ 425,517	△ 459,883	34,366
出版物在庫	4,280,098	3,880,920	399,178
貸倒引当金	△ 606,000	△ 692,210	86,210
流動資産合計	75,967,710	70,189,256	5,778,454
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	21,554,763	18,764,621	2,790,142
運営資金積立資産	25,000,000	25,000,000	0
特定資産合計	46,554,763	43,764,621	2,790,142
(2) その他固定資産			
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			
施行規則附則第7項に規定する共用財産である。			
同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。			
建物付属設備	2	2	0
什器備品	9	3,574	△ 3,565
電話加入権	149,240	149,240	0
保証金	9,988,608	9,988,608	0
その他固定資産合計	10,137,859	10,141,424	△ 3,565
固定資産合計	56,692,622	53,906,045	2,786,577
資産合計	132,660,332	124,095,301	8,565,031
Ⅱ　負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
前受金(会費)	13,000	0	13,000
預り納付金	774,473	772,369	2,104
流動負債合計	787,473	772,369	15,104
2. 固定負債			
退職給付引当金	21,554,763	18,764,621	2,790,142
固定負債合計	21,554,763	18,764,621	2,790,142
負　債　合　計	22,342,236	19,536,990	2,805,246
Ⅲ　正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	110,318,096	104,558,311	5,759,785
正味財産合計	110,318,096	104,558,311	5,759,785
負債及び正味財産合計	132,660,332	124,095,301	8,565,031

正 味 財 産 増 減 計 算 書

（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

（単位；円）

科　　目	当 年 度 (A)	前 年 度 (B)	増　減 (A)-(B)
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	71,656,000	70,968,000	688,000
一種正会員	25,680,000	25,530,000	150,000
二種正会員	12,636,000	12,918,000	△ 282,000
三種正会員	33,340,000	32,520,000	820,000
事業収益	111,889,277	110,627,085	1,262,192
調査事業	42,341,921	43,559,636	△ 1,217,715
ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	498,700	434,400	64,300
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	21,599,500	19,759,830	1,839,670
表彰・コンクール事業	27,473,000	28,177,000	△ 704,000
収益事業	19,976,156	18,696,219	1,279,937
受取負担金	11,466,718	10,985,341	481,377
受取寄附金	18,257,500	15,231,000	3,026,500
雑収益	219,044	213,450	5,594
経常収益計	213,488,539	208,024,876	5,463,663
(2) 経常費用			
事業費			
公益目的事業	157,573,709	155,093,389	2,480,320
調査事業	51,764,082	53,217,680	△ 1,453,598
キャンペーン事業	13,652,373	12,175,674	1,476,699
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	42,437,282	42,359,289	77,993
表彰・コンクール事業	49,719,972	47,340,746	2,379,226
収益事業等	26,901,975	24,635,646	2,266,329
収益事業	17,661,083	16,026,440	1,634,643
会員活動助成等事業	9,240,892	8,609,206	631,686
事業費計	184,475,684	179,729,035	4,746,649
管理費	23,253,070	24,218,093	△ 965,023
経常費用計	207,728,754	203,947,128	3,781,626
評価損益等調整前当期経常増減額	5,759,785	4,077,748	1,682,037
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額	5,759,785	4,077,748	1,682,037
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
(2) 経常外費用			
当期経常外増減額			
他会計振替額			
当期一般正味財産増減額	5,759,785	4,077,748	1,682,037
一般正味財産期首残高	104,558,311	100,480,563	4,077,748
一般正味財産期末残高	110,318,096	104,558,311	5,759,785
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
Ⅲ　正 味 財 産 期 末 残 高	110,318,096	104,558,311	5,759,785

正 味 財 産 増 減 計 算 書 内 訳 表 (1/4)

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（ 単位:円 ）

科目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
	調査事業	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業			収益事業	会員活動助成等事業				
Ⅰ 一般正味財産増減の部													
1. 経常増減の部													
(1)経常収益													
受取会費						35,828,000	35,828,000					35,828,000	71,656,000
一種正会員						12,840,000	12,840,000					12,840,000	25,680,000
二種正会員						6,318,000	6,318,000					6,318,000	12,636,000
三種正会員						16,670,000	16,670,000					16,670,000	33,340,000
事業収益	42,341,921	498,700		21,599,500	27,473,000		91,913,121	19,976,156			19,976,156		111,889,277
調査事業	42,341,921						42,341,921						42,341,921
キャンペーン事業		498,700					498,700						498,700
助成事業							0						0
研修・セミナー事業				21,599,500			21,599,500						21,599,500
表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業					27,473,000		27,473,000						27,473,000
収益事業								19,976,156			19,976,156		19,976,156
受取負担金		9,466,718			2,000,000		11,466,718						11,466,718
受取寄附金					17,000,000	1,257,500	18,257,500						18,257,500
雑収益								0			0	219,044	219,044
受取利息収入												2	2
その他収入								0			0	219,042	219,042
経常収益計	42,341,921	9,965,418		21,599,500	46,473,000	37,085,500	157,465,339	19,976,156			19,976,156	36,047,044	213,488,539

正味財産増減計算書内訳表 (2/4)

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位:円）

科目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
	調査事業	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業			収益事業	会員活動助成等事業				
(2)経常費用													
事業費	**51,764,082**	**13,652,373**		**42,437,282**	**49,719,972**		**157,573,709**	**17,661,083**	**9,240,892**		**26,901,975**		**184,475,684**
役員報酬	7,769,250	965,010		5,533,680	3,248,520		17,516,460	1,224,780	532,050		1,756,830		19,273,290
給料手当	12,108,941	812,896		17,675,184	5,387,058		35,984,079	2,039,801	1,734,778		3,774,579		39,758,658
退職給付費用	905,707	94,417		761,199	287,056		2,048,379	209,832	50,737		260,569		2,308,948
福利厚生費	147,321	9,938		135,178	65,835		358,272	20,236	6,745		26,981		385,253
通勤手当	615,040	68,870		1,491,403	209,048		2,384,361	160,903	28,915		189,818		2,574,179
旅費交通費	516,354	8,714		124,529	8,174,454		8,824,051	17,744	1,008,338		1,026,082		9,850,133
通信運搬費	4,447,158	39,767		1,026,417	2,977,398		8,490,740	704,348	21,146		725,494		9,216,234
減価償却費	1,165	79		1,072	522		2,838	113	55		168		3,006
消耗品費	602,020	39,233		533,649	488,514		1,663,416	79,888	26,629		106,517		1,769,933
印刷製本費	11,744,936	1,537,709		2,348,827	2,699,647		18,331,119	11,810,445	3,352,357		15,162,802		33,493,921
賃借料	4,520,229	304,936		4,147,682	2,020,029		10,992,876	620,911	206,970		827,881		11,820,757
速記代	0	0		0	217,580		217,580	0	66,530		66,530		284,110
社会保険料負担金	2,553,122	250,574		2,899,753	846,939		6,550,388	491,040	131,142		622,182		7,172,570
会場費	207,450	0		0	1,147,476		1,354,926	0	0		0		1,354,926
諸謝金	2,457,010	0		70,000	3,033,540		5,560,550	0	580,690		580,690		6,141,240
委託費	785,736	6,855,539		3,954,490	10,752,500		22,348,265	0			0		22,348,265
支払負担金	0	2,510,318		0	100,000		2,610,318	0	397,000		397,000		3,007,318
支払助成金	0	20,000		0	10,040		30,040	0	1,072,997		1,072,997		1,103,037
褒賞	0	0		0	6,278,270		6,278,270	0	0		0		6,278,270
租税公課	1,908,309	108,984		1,390,309	700,798		4,108,400	233,600	0		233,600		4,342,000
諸費	474,334	25,389		343,910	1,074,748		1,918,381	47,442	23,813		71,255		1,989,636

正 味 財 産 増 減 計 算 書 内 訳 表 (3/4)

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（ 単位:円 ）

科目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
	調査事業	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	助成事業	研修・ｾﾐﾅｰ事業	表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業			収益事業	会員活動助成等事業				
管理費												**23,253,070**	**23,253,070**
役員報酬												4,066,710	4,066,710
給料手当												5,634,513	5,634,513
退職給付費用												481,194	481,194
福利厚生費												64,441	64,441
通勤手当												273,481	273,481
旅費交通費												56,504	56,504
通信運搬費												202,023	202,023
減価償却費												559	559
消耗品費												254,397	254,397
印刷製本費												310,592	310,592
賃借料												1,977,255	1,977,255
社会保険料負担金												1,400,158	1,400,158
諸謝金												263,340	263,340
会員管理費												4,717,015	4,717,015
交際費												66,434	66,434
総会・理事会費												2,727,379	2,727,379
会議費												0	0
諸費												151,075	151,075
貸倒引当金												606,000	606,000
経常費用計	**51,764,082**	**13,652,373**	**0**	**42,437,282**	**49,719,972**	**0**	**157,573,709**	**17,661,083**	**9,240,892**		**26,901,975**	**23,253,070**	**207,728,754**

正味財産増減計算書内訳表(4/4)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
	調査事業	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	助成事業	研修・ｾﾐﾅｰ事業	表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業			収益事業	会員活動助成等事業				
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,422,161	△ 3,686,955	0	△ 20,837,782	△ 3,246,972	37,085,500	△ 108,370	2,315,073	△ 9,240,892		△ 6,925,819	12,793,974	5,759,785
基本財産評価損益													
特定資産評価損益額													
投資有価証券評価損益等													
評価損益等計													
当期経常増減額	△ 9,422,161	△ 3,686,955	0	△ 20,837,782	△ 3,246,972	37,085,500	△ 108,370	2,315,073	△ 9,240,892		△ 6,925,819	12,793,974	5,759,785
2．経常外増減の部													
(1)経常外収益													
(2)経常外費用													
当期経常外増減額													
他会計振替額						0	0	0			0		
当期一般正味財産増減額	△ 9,422,161	△ 3,686,955	0	△ 20,837,782	△ 3,246,972	37,085,500	△ 108,370	2,315,073	△ 9,240,892		△ 6,925,819	12,793,974	5,759,785
一般正味財産期首残高													104,558,311
一般正味財産期末残高													110,318,096
Ⅱ指定正味財産増減の部													
Ⅲ正味財産期末残高													110,318,096

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

1．特定資産の明細

財務諸表に対する注記において記載している。

2．引当金の明細

（1）退職給付引当資産

財務諸表に対する注記において記載している。

（2）貸倒引当金

貸倒引当金の明細は下表の通りである。

科　　目	当期末残高
経常収益	
受取会費	606,000
調査事業	0
収益事業	0
合　　計	606,000

財　産　目　録

（令和5年3月31日 現在）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額（円）
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現　金	手元保管	運転資金として	163,323
預　金	普通預金	運転資金として	24,514,359
	みずほ銀行町村会館出張所支店		
	三井・住友銀行麹町支店		
	ゆうちょ銀行半蔵門駅前支店		
未収金（会費）	会員会費に対する未収金	一種、二種、三種会員会費に関する未収金	2,004,000
未収金（調査事業等）	調査事業、助成金等に対する未収金	調査事業、助成金等に関する未収金	40,101,141
未収金（その他）	河川講読料、図書販売等に対する未収金	雑誌河川講読料、図書販売等に関する未収金	5,936,306
前払金	講習会に対する前払金	講習会の会場費等の前払金	0
社会保険料立替金	社会保険料に対するもの	社会保険料の立替金	△ 425,517
出版物在庫	出版物に対するもの	出版物図書等の在庫	4,280,098
貸倒引当金	会員会費、雑誌河川、図書出版に対するもの	一・二・三種会費、雑誌河川、図書出版の回収不能額	△ 606,000
流動資産合計			75,967,710
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	役職員の退職給付に対するもの	役職員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	21,554,763
	普通預金　みずほ銀行町村会館出張所支店		
運営資金積立資産	運営に必要な資金に備えたもの	運営に必要な資金積立金	25,000,000
	普通預金　みずほ銀行町村会館出張所支店		
特定資産合計			46,554,763
(2) その他固定資産			
（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産である。同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。）			
建物付属設備	事業に供する建物付属設備に対するもの	建物付属設備（OAﾌﾛｱｰ、空調設備等）	2
	千代田区麹町2丁目6番地5　麹町E.C.Kビル3階		
什器備品	事業に供するためのもの	事業に供する什器・備品等	9
電話加入金	事業に供する電話加入権に対するもの	事業に供する電話債券	149,240
保証金	事業に供する建物の賃借に対する保証金	事業に供する建物の賃借に対する保証金	9,988,608
	千代田区麹町2丁目6番地5　麹町E.C.Kビル3階		
その他固定資産合計			10,137,859
固定資産合計			56,692,622
資　産　合　計			132,660,332
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	事業全般に対するもの	印刷費、発送費、その他の未払に対するもの	0
前受金	二種会費に対するもの	二種会費の前受金	13,000
預り納付金	所得税、社会保険料に対するもの	所得税、謝金等の源泉徴収税、社会保険料の預り金	774,473
流動負債合計			787,473
2. 固定負債			
退職給付引当金	役職員の退職給付に対するもの	役職員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	21,554,763
固定負債合計			21,554,763
負　債　合　計			22,342,236
正　味　財　産			110,318,096

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原価による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は定額法による。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金として、期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上。

貸倒引当金として、経常収益のうち受取会費については前年度の未収金のうち当年度に回収不能であった額ならびに当年度に退会処理した額を、調査事業ならびに収益事業については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理について

消費税の会計処理は、税込方式による。

2. 特定資産の増減額及びその残高

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	18,764,621	2,790,142	0	21,554,763
運営資金積立資産	25,000,000	0	0	25,000,000
合計	43,764,621	2,790,142	0	46,554,763

3. 特定資産の財源の内訳

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)
特定資産			
退職給付引当資産	21,554,763	0	21,554,763
運営資金積立資産	25,000,000	0	25,000,000
合計	46,554,763	0	46,554,763

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	2	0	2
什器備品	3,574	3,565	9
合計	3,576	3,565	11

5. その他

(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産については、貸借対照表及び財産目録に、その旨及び公益目的事業の用に供する割合を記載している。なお、公益目的事業の用に供する割合は、これを確定させるため、移行認定申請書において記載した数値をもとに算出したものを用いている。

(2) 出版物在庫の増減に相当する額については経常費用の印刷製本費に計上し、在庫の増に相当する額はこれを減算し、減に相当する額はこれを加算している。

監　査　報　告　書

公益社団法人日本河川協会
　会長　甲村　謙友　殿

令和５年４月２５日

公益社団法人日本河川協会
監　事　望月常好

公益社団法人日本河川協会
監　事　津野三夫

私たち監事は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの事業年度の事業及び会計を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

２．監査意見

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

（3）報告第２号　令和５年度 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

・令和５年度 事業計画書

公益社団法人 日本河川協会

自　令和５年４月　１日
至　令和６年３月 31 日

令和５年度も、日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開していきます。

１　河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い､広く一般に成果を公表する事業［調査事業]

(1)「河川文化を語る会」の開催

「河川文化を語る会」を地方都市も含め４回開催を予定します。

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料収集を行います。また、日本学術会議や学会等における水災害適応策に関する活動に参画します。その一環として、

日本学術会議の「気候変動と国土分科会」に参画し、住宅の耐水対策を踏まえつつ、頻発化・激甚化する水災害に対する適応策として将来の市街地土地利用を検討するために先行して科学技術が取り組むべき具体的な課題について見解をとりまとめます。さらに、各地域間で情報交換・情報共有ができるような場づくりに向け、必要な支援策について検討を進めます。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川に関わる最新の諸情報を広く提供・発信する役割を担うとともに､過去の発刊分が昭和初期から現在に至るまでの河川事業や河川行政の歴史などに関する貴重なナレッジストックとして活用されるなど、行政関係者、研究者、学生、一般の方々等から高い評価を得ています。

令和５年度においてもその内容の一層の充実に努めていきます。また、カラーPDF 版（会員がインターネットで閲覧可能）の提供を引き続き実施します。

＜令和５年度の特集テーマ＞（予定）

「令和５年度予算」(4 月)、「TCFD と流域治水」(5 月)、「大河川の歴史（第20 回）沙流川・遠賀川」(6 月)、「地球規模の水問題への対応～国連水会議2023～（仮）」(7 月)、8 月以降は未定。

(4) 河川に関する情報の資料収集・整理と広報資料の作成

河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）や資料を収集・整理し、幅広い普及や社会的な理解を促進するための的確な情報発信方策について検討し、広報資料を作成します。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との基本的な考え方の下で、過去の河川行政

における出来事などに関して、収集した資料や当時の担当者へのインタビュー等を通じて記録としてとりまとめます。

令和 5 年度は、新たなテーマとして「東日本大震災の初動における国土交通省の取り組み（仮）」を選定し、関係者のインタビュー及び資料の収集を行います。

2　河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業［キャンペーン事業］

(1)「川の日」記念行事の支援

引き続き、「川の日」実行委員会が実施する「川の日」（7 月 7 日）の記念行事を事務局として支援します。

(2) その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

全国の水防演習の場における広報活動、河川愛護月間キャンペーンへの支援等を実施します。

3　河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業［研修・セミナー事業］

(1) セミナーの開催

水防に関する制度・法律等をテーマにした「水防研修」は、WEB（オンデマンド）研修で実施します。

河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」、河川に関する最新の施策等をテーマにした「河川講習会」を開催し、専門的知識の普及を図ります。

これらの開催にあたっては、ホームページへの掲載、メールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し周知を図り、参加者の拡大に努めます。

また、河川やダムの現場において施設等を直接見ながら河川に関する知識や技術力を向上させることを目的とした「現場研修会」を開催します。

・水防研修（WEB）　令和 5 年 4 月 28 日(金)～ 5 月 28 日(日)(配信)
・河川管理研修　令和 5 年 10 月(予定)
・河川講習会　令和 6 年 2 月(予定)
・現場研修会　(開催時期は今後決定)

(2) 地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する状況の中で、河川の有する機能を適切に保全していく取り組みが重要になってきています。そのため、河川の維持管理に関する専門技術を認定する「河川技術者資格制度」の運営を支援します。

４　河川に関する功労者表彰、コンクールの実施及び支援により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業［表彰・コンクール事業］

⑴ 河川功労者表彰

昭和 24 年に制度を創設して以来、治水、利水、環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった方々や団体に対する表彰を行ってきました。

令和 5 年も定時社員総会において表彰を行う予定です。

⑵ 日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

日本水大賞委員会（名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下）の事務局を引き続き務めることとしています。

第 25 回日本水大賞・2023 日本ストックホルム青少年水大賞の表彰式及び受賞活動発表会については、6 月 13 日に日本科学未来館で行う予定です。

また、2023 日本ストックホルム青少年水大賞の大賞受賞者は、現地で 8 月に開催される国際コンテスト「ストックホルム青少年水大賞」に日本代表として参加します。

第 26 回日本水大賞は 7 月 7 日に、2024 日本ストックホルム青少年水大賞は 4 月 1 日に、それぞれ募集を開始する予定です。なお、第 26 回日本水大賞の募集にあたっては、例年より前倒しして関係機関へのポスターやリーフレットの送付を行うほか、多くの優良な活動団体等から応募いただけるよう、効果的・効率的な広報に努めます。

５　河川に関する図書等の刊行等［収益事業］

⑴　図書の出版等

河川事業に関する通達等のデータベースである「令和 5 年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2023 河川ハンドブック」を刊行します。なお、「令和 5 年度版河川事業関係例規集」については、引き続き PDF 版（DVD に収録）も刊行します。

⑵　受託調査・研究

必要に応じて、収益事業としての受託調査・研究を行います。

６　会員活動への助成、会員への情報誌会報「河川文化」の配布、河川関係諸団体の活動への支援［会員活動助成等事業］

⑴ 会員活動への助成

会員の親睦、交流及びサークル活動をより一層推進させるため、現在 12 の府県単位で設立されている会員組織の活動を支援するとともに、その運営に必要な経費の一部を助成します。

また、各地域において、会員が川をテーマにした自主的な研究や地域活動への参加を行うサークル活動に対して、その経費の一部を助成します。

令和 2 年初以来、抑制的な活動を余儀なくされてきた地方団体の活動を支援するため助成金を増額するほか、これらの団体間の連携を図るため会員団体連絡会を復活させるなどの取り組みを進めます。

⑵ 会員への情報誌会報「河川文化」の発行・配布

平成 9 年の河川法改正、二種（個人）会員制度の創設とともに発刊した会報

「河川文化」は、昨年12月に創刊から四半世紀を迎えました。
第100号を超えてさらなる内容の充実を目指すとともに、過去記事の検索機能や図書館への配布等により多くの方々が活用できるようにします。

＜令和5年度　特集計画＞（予定）

第102号 令和5年 6月号　「川の碑（いしぶみ）」
第103号 令和5年 9月号　（未 定）
第104号 令和5年12月号　（未 定）
第105号 令和6年 3月号　（未 定）

(3) 河川関係諸団体の活動への支援

引き続き、河川関係諸団体の活動を支援します。

(4) 会員へのメールマガジンの送付

令和2年6月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、毎週初めに最新の河川行政の動きと河川に関する情報や河川協会からのお知らせをコンパクトにまとめたメールマガジンを配信しています。

令和5年度も引き続き、会員のご意見を踏まえ、内容の充実を図り配信してまいります。

(5) 有識者によるWEB講演の配信

令和3年6月から、メールマガジンでお知らせしたうえで、会員の皆様に時宜にかなったテーマによる有識者のWEB講演を配信しています。

令和5年度も引き続き、会員のご意見を踏まえ、内容の充実を図り配信してまいります。

7　協会運営に関して特記すべき事項

令和2年以降新型コロナウイルス感染拡大に伴い、理事会を含めたWEB会議の活用やテレワーク・時差出勤により、同感染症対策と必要な業務の両立を図りました。

令和5年度は、新型コロナ感染症への様々な取り組みを通じて得られた知見を踏まえ、ワーク・ライフバランスの改善や業務効率の向上に資する取り組みを進めてまいります。

・令和５年度 収支予算書

令和５年度収支予算書

（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

（単位；円）

科目	令和5年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A)-(B)	備考
Ⅰ 一般正味財産増減の部				
1．経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	**71,140,000**	**71,560,000**	**△ 420,000**	
一種正会員	25,680,000	25,590,000	90,000	
二種正会員	12,120,000	13,080,000	△ 960,000	
三種正会員	33,340,000	32,890,000	450,000	
事業収益	**113,290,000**	**111,160,000**	**2,130,000**	
調査事業	43,660,000	44,890,000	△ 1,230,000	
キャンペーン事業	500,000	800,000	△ 300,000	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	20,850,000	19,750,000	1,100,000	
表彰・コンクール事業	29,000,000	27,500,000	1,500,000	
収益事業	19,280,000	18,220,000	1,060,000	
受取負担金	**8,520,000**	**11,580,000**	**△ 3,060,000**	
受取寄附金	**18,250,000**	**15,200,000**	**3,050,000**	
雑収益	**0**	**0**	**0**	
経常収益計	211,200,000	209,500,000	1,700,000	
(2) 経常費用				
事業費				
公益目的事業	**157,168,865**	**159,102,865**	**△ 1,934,000**	
調査事業	53,483,150	55,313,007	△ 1,829,857	
キャンペーン事業	10,968,899	12,755,842	△ 1,786,943	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	43,626,428	44,703,733	△ 1,077,305	
表彰・コンクール事業	49,090,388	46,330,283	2,760,105	
収益事業等	**28,488,404**	**25,023,754**	**3,464,650**	
収益事業	18,520,169	15,351,488	3,168,681	
会員活動助成等事業	9,968,235	9,672,266	295,969	
事業費計	**185,657,269**	**184,126,619**	**1,530,650**	
管理費計	25,542,731	25,373,381	169,350	
経常費用計	211,200,000	209,500,000	1,700,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	0	0	0	
2．経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期経常外増減額				
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
(注) 短期借入金限度額 20,000,000円				

収 支 予 算 書 内 訳 表 (1/4)

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（ 単位:円 ）

科目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
	調査事業	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	助成事業	研修・ｾﾐﾅｰ事業	表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業			収益事業	会員活動助成等事業				
Ⅰ一般正味財産増減の部													
1. 経常増減の部													
(1)経常収益													
受取会費						35,570,000	35,570,000					35,570,000	71,140,000
一種正会員						12,840,000	12,840,000					12,840,000	25,680,000
二種正会員						6,060,000	6,060,000					6,060,000	12,120,000
三種正会員						16,670,000	16,670,000					16,670,000	33,340,000
事業収益	43,660,000	500,000		20,850,000	29,000,000		94,010,000	19,280,000			19,280,000		113,290,000
調査事業	43,660,000						43,660,000						43,660,000
キャンペーン事業		500,000					500,000						500,000
助成事業							0						0
研修・ｾﾐﾅｰ事業				20,850,000			20,850,000						20,850,000
表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業					29,000,000		29,000,000						29,000,000
収益事業								19,280,000			19,280,000		19,280,000
受取負担金		6,720,000			1,800,000		8,520,000						8,520,000
受取寄附金					17,000,000	1,250,000	18,250,000					0	18,250,000
雑収益													0
受取利息収入													0
その他収入													0
経常収益計	43,660,000	7,220,000		20,850,000	47,800,000	36,820,000	156,350,000	19,280,000			19,280,000	35,570,000	211,200,000

収支予算書内訳表(2/4)

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位:円）

科目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
	調査事業	キャンペーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			収益事業	会員活動助成等事業				
(2)経常費用													
事業費	**53,483,150**	**10,968,899**		**43,626,428**	**49,090,388**	**0**	**157,168,865**	**18,520,169**	**9,968,235**		**28,488,404**		**185,657,269**
役員報酬	6,655,530	1,076,850		4,302,900	4,560,600		16,595,880	1,561,950	705,930		2,267,880		18,863,760
給料手当	11,571,707	920,355		18,699,497	6,360,296		37,551,855	2,080,000	1,800,313		3,880,313		41,432,168
退職給付費用	1,248,628	157,904		986,917	489,013		2,882,462	241,230	84,264		325,494		3,207,956
福利厚生費	156,250	12,500		141,250	79,050		389,050	22,400	7,950		30,350		419,400
通勤手当	585,088	72,309		1,480,539	260,650		2,398,586	162,778	31,601		194,379		2,592,965
旅費交通費	487,500	15,000		299,500	5,554,860		6,356,860	26,880	1,269,540		1,296,420		7,653,280
通信運搬費	4,867,500	35,000		755,500	2,721,340		8,379,340	742,720	22,260		764,980		9,144,320
減価償却費	0	0		0	0		0	0			0		0
消耗品費	498,125	38,250		432,225	831,893		1,800,493	68,544	24,327		92,871		1,893,364
印刷製本費	13,940,625	2,551,250		1,799,125	2,274,105		20,565,105	12,191,840	3,332,595		15,524,435		36,089,540
賃借料	4,437,500	355,000		4,011,500	2,245,020		11,049,020	636,160	225,780		861,940		11,910,960
速記代	300,000	0		0	230,000		530,000	0	0		0		530,000
社会保険料負担金	2,963,934	308,465		2,788,434	1,030,678		7,091,511	520,325	146,980		667,305		7,758,816
会場費	250,000	0		2,150,000	1,420,000		3,820,000	0	0		0		3,820,000
諸謝金	2,400,000	0		200,000	2,930,000		5,530,000	0	600,000		600,000		6,130,000
委託費	850,000	2,920,000		3,780,000	10,430,000		17,980,000	0	0		0		17,980,000
租税公課	1,912,638	129,766		1,312,416	766,878		4,121,698	218,302			218,302		4,340,000
支払負担金	0	550,000		0	100,000		650,000	0	400,000		400,000		1,050,000
支払助成金	0	1,800,000		0	0		1,800,000	0	1,300,000		1,300,000		3,100,000
褒賞	0	0		0	5,780,000		5,780,000	0	0		0		5,780,000
諸費	358,125	26,250		486,625	1,026,005		1,897,005	47,040	16,695		63,735		1,960,740

収 支 予 算 書 内 訳 表 (3/4)

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位:円）

科目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
	調査事業	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	助成事業	研修・ｾﾐﾅｰ事業	表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業			収益事業	会員活動助成等事業				
管理費												**25,542,731**	**25,542,731**
役員報酬												4,476,240	4,476,240
給料手当												6,167,832	6,167,832
退職給付費用												762,044	762,044
福利厚生費												80,600	80,600
通勤手当												297,035	297,035
旅費交通費												96,720	96,720
通信運搬費												225,680	225,680
減価償却費												0	0
消耗品費												246,636	246,636
印刷製本費												330,460	330,460
賃借料												2,289,040	2,289,040
社会保険料負担金												1,521,184	1,521,184
諸謝金												220,000	220,000
会員管理費												4,800,000	4,800,000
交際費												60,000	60,000
総会・理事会費												3,800,000	3,800,000
諸費												169,260	169,260
経常費用計	**53,483,150**	**10,968,899**		**43,626,428**	**49,090,388**	**0**	**157,168,865**	**18,520,169**	**9,968,235**		**28,488,404**	**25,542,731**	**211,200,000**

収 支 予 算 書 内 訳 表 (4/4)

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位:円）

科目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
	調査事業	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	助成事業	研修・ｾﾐﾅｰ事業	表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業			収益事業	会員活動助成等事業				
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,823,150	△ 3,748,899		△ 22,776,428	△ 1,290,388	36,820,000	△ 818,865	759,831	△ 9,968,235		△ 9,208,404	10,027,269	0
基本財産評価損益													
特定資産評価損益額													
投資有価証券評価損益等													
評価損益等計													
当期経常増減額	△ 9,823,150	△ 3,748,899		△ 22,776,428	△ 1,290,388	36,820,000	△ 818,865	759,831	△ 9,968,235		△ 9,208,404	10,027,269	0
2. 経常外増減の部													
（1）経常外収益													
（2）経常外費用													
当期経常外増減額													
他会計振替額						0	0	0			0		0
当期一般正味財産増減額	△ 9,823,150	△ 3,748,899		△ 22,776,428	△ 1,290,388	36,820,000	△ 818,865	759,831	△ 9,968,235		△ 9,208,404	10,027,269	0

（注）短期借入金限度額　20,000,000円

・令和５年度 資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

資金調達及び設備投資の見込みについては、該当ありません。

（４）議案第２号　理事の補欠選任について決議を求める件

理　事（補欠選任）候　補　者　名　簿　（案）

退任理事		新任理事	
区分	氏名 役職名	区分	氏名 役職名
理事 (非常勤)	山科昭宏 前 埼玉県県土整備部副部長	理事 (非常勤)	吉澤隆 埼玉県県土整備部副部長
理事 (非常勤)	加納行弘 前 新潟県土木部河川管理課長	理事 (非常勤)	酒井公生 新潟県土木部河川管理課長
理事 (非常勤)	佐藤宏 前 宮城県土木部河川課長	理事 (非常勤)	長谷川清人 宮城県土木部河川課長
理事 (非常勤)	山本英二 前 福岡県県土整備部河川管理課長	理事 (非常勤)	今井清人 福岡県県土整備部河川管理課長

（注）新任理事の任期は、選任の日から退任する理事の残任期（令和６年度定時社員総会の終結時まで）

公益社団法人 日本河川協会 定款

沿革	創　立	昭和15年11月16日
	社団法人許可	昭和27年 3月18日
	改　正	昭和27年 4月
		昭和28年 6月
		昭和38年 4月
		昭和48年 7月
		昭和59年 7月
		昭和61年 8月
		平成 2年 6月
		平成 9年12月
		平成13年 1月
		平成15年 6月
		平成16年 8月
	公益社団法人移行	平成23年 4月 1日
	改　正	令和 元年 5月31日

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人日本河川協会（以下「本協会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2　本協会は、社員総会の決議を経て、従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置くことができる。

3　支部の組織その他に関しては、理事会の決議を経て別に定める規則に基づき、当該支部が定めるものとする。

（目的）

第３条　本協会は､国民にとって安全かつ快適で自然豊かな河川のあり方を探求し、河川に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、河川整備及び関連諸活動を支援することにより河川文化の発展に寄与し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

(1)　河川に係わる個人、法人、団体、学会、行政等相互間の意見交換及び交流の場の運営
(2)　河川に関する情報の提供及び知識の普及
(3)　行政及び関係団体等への提言
(4)　安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査・研究
(5)　前号に掲げる河川を実現するために必要な河川整備及び河川愛護・水防等関連諸活動への支援・助成
(6)　河川に関する受託調査・研究
(7)　河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催
(8)　河川に関する図書その他の印刷物の刊行
(9)　河川に関する表彰、コンクールの実施及び支援
(10)　国際会議、学会、協会その他本協会の目的に適合する団体への参加・協力

（11） その他本協会の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第２章 会員

（種別）
第５条 本協会の会員は、正会員及び特別会員の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
（1） 正会員は、本協会の目的に賛同して入会した者で、次に掲げるものとする。
イ 一種正会員 地方公共団体及び地方公共団体で構成される団体
ロ 二種正会員 個人
ハ 三種正会員 法人及び団体
（2） 特別会員は、本協会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者とする。

（入会）
第６条 正会員として入会しようとする者は､理事会の決議を経て､会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。
2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。
3 一種正会員及び三種正会員にあっては、団体等の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1 名に限る。 以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
4 指定代表者を変更した場合は、速やかに、理事会の決議を経て会長が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（会費）
第７条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）
第８条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
（1） 退会したとき。
（2） 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
（3） 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。
（4） 1 年以上会費を滞納したとき。
（5） 除名されたとき。

（退会）
第９条 正会員は、理事会の決議を経て､会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 10 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。
（1） 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
（2） 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)　会員としての重要な義務を履行しないとき。
(4)　その他正当な事由があるとき。

2　前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第 11 条　会員が第 8 条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2　本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　社員総会

（種類）

第 12 条　本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

（構成）

第 13 条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（議決権の数）

第 14 条　正会員の議決権は、一種正会員、二種正会員、三種正会員にかかわらず、社員 1 名につき 1 個とする。

（権限）

第 15 条　社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた

事項に限り、決議をすることができる。

（開催）

第 16 条　定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2　臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により､社員総会の招集の請求があったとき。
(3)　前号の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集したとき。

（招集）

第 17 条　社員総会は、前条第 2 項第 3 号の規定により正会員が招集する場合を除き､理事会の決議に基づき会長が招集する｡ただし､会長に事故があるときは､理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2　会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に社員総会を招集しなければならない。

3　会長（前条第 2 項第 3 号の規定により正会員が招集する場合には、当該正会員）は、社員総会の日の 14 日前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

（議長）

第 18 条　社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

（定足数）

第 19 条　社員総会は、総正会員の議決権総数の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

（決議）

第 20 条　社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権総数の過半数をもって決する。

（議決権の代理行使）

第 21 条　社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2　前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

（書面による議決権の行使）

第 22 条　社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使できる。この場合においては、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに当該記載した議決権行使書面を本協会に提出しなければならない。

2　前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

（議事録）

第 23 条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し

なければならない。

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第 4 章　役員等

（種類及び定数）

第 24 条　本協会に、次の役員を置く。

(1)　理事　20 名以上 30 名以内

(2)　監事　3 名以内

2　理事のうち、1 名を会長、1 名以上 3 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とし、6 名以上 15 名以内を常任理事とすることができる。

3　前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事とし、専務理事、常務理事及び第 26 条第 7 項の業務を分担執行する理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（選任等）

第 25 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2　理事は正会員（一種正会員及び三種正会員にあっては指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち 10 名は正会員以外の者から選任することができる。

3　会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4　監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

5　理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

監事についても同様とする。

6　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

7　理事及び監事に異動があったときは、2 週間以内にその主たる所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第 26 条　会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

2　副会長は、本協会を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その業務を執行する。

3　専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行する。

4　常務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。

5　常任理事は、常任理事会を組織し、第 36 条第 2 項に定める職務を行う。

6　理事は、理事会を構成し、第 36 条第 1 項に定める職務を行う。

7　理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の中から、本協会の業務を分担執行する理事を選定することができる。

8　会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。

9　会長、副会長、専務理事、常務理事及び第 7 項の業務を分担執行する理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 27 条　監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

(1)　本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(2)　理事の職務執行状況を監査すること。

(3)　理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4)　理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(5)　前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。

(6)　前号の請求の日から 5 日以内に、その請求があった日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。

(7)　理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(8)　理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。

(9)　その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任期）

第 28 条　役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残余期間とする。

3　役員は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなけれ

ばならない。

（解任）

第 29 条　役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議によらなければならない。

（報酬等）

第 30 条　役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。その支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

2　役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その場合の支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

（競業及び利益相反取引の制限）

第 31 条　理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)　理事が自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2)　理事が自己または第三者のために本協会と取引をしようとするとき。

(3)　本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2　前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（役員の損害賠償責任）

第 32 条　本協会は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の規定により、社員総

会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、役員の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2　本協会は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、役員の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

3　本協会は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部役員との間に、同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

（名誉会長）

第 33 条　本協会は、名誉会長の称号を授与することができる。

2　名誉会長は、本協会に特に功労があった者の中から、理事会において任期を定めた上で推薦し社員総会において決定する。

（参与）

第 34 条　本協会に、参与を置くことができる。

2　参与は、会長が委嘱する。

3　参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4　参与には第 28 条第 1 項及び第 30 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。

第５章　理事会及び常任理事会

（構成）

第 35 条　本協会に、理事会及び常任理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

3　常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

（権限）

第 36 条　理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

(1)　社員総会の招集に関する事項

(2)　本協会の業務執行の決定

(3)　理事の職務の執行の監督

(4)　会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び第 26 条第 7 項の業務を分担執行する理事の選定及び解職

2　常任理事会は、会員の入会の可否及び理事会の決議により委任されたその他の事項を審議する。

3　前項の規定により常任理事会が審議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。

4　理事会は、次の各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を常任理事会及び各理事に委任することができない。

(1)　重要な財産の処分及び譲り受け

(2)　多額の借財

(3)　重要な使用人の選任及び解任

(4)　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)　本協会の業務の適性を確保するための体制の整備

(6)　第 32 条第 2 項の規定に基づく役員の責任の免除

（種類及び開催）

第 37 条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2　通常理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催する。

3　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき。

(2)　会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(3)　前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4)　第 27 条第 5 号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第 6 号の規定により監事が理事会を招集したとき。

4　常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

（招集）

第 38 条　理事会及び常任理事会は、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合及び第 4 号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2　会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 14 日以内の日に理事会を招集しなければならない。

3　理事会及び常任理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対して、理事会

の日時、場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、理事会及び常任理事会の日の 7 日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事会があらかじめ定めた方法により通知することができる。

（議長）

第 39 条　理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事又は常任理事がこれにあたる。

（定足数）

第 40 条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2　常任理事会は、常任理事会を構成する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第 41 条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2　常任理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

（理事会及び常任理事会の決議の省略）

第 42 条　前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会又は常任理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 43 条　理事会及び常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2　議事録には、理事会においては理事会に出席した代表理事及び監事が、常任理事会においては常任理事会に出席した代表理事及びその会議において選任された議事録署名人が、署名及び押印をしなければならない。

第６章　財産及び計算

（財産の構成）

第 44 条　本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された財産
(2)　会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生ずる収入
(5)　事業に伴う収入
(6)　その他の収入

（財産の維持管理、処分及び運用）

第 45 条　財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規定によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第 46 条　会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　会長は、前項の規定による事業計画書及び収支予算書を、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第 47 条　本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号については承認を受けなければならない。

（1）　事業報告

（2）　事業報告の附属明細書

（3）　貸借対照表

（4）　正味財産増減計算書

（5）　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

（6）　財産目録

2　前項の計算書類等並びに財産目録については、毎事業年度の経過後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3　本協会は、第 1 項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第 48 条　本協会が資金の借入れをしようとするときは､その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、これを決する。

2　本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、これを決する。

（会計の原則）

第 49 条　本協会の会計は､一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

（事業年度）

第 50 条　本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第７章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 51 条　本協会は､公正で開かれた活動を推進するため､その活動状況､運営内容､財務資料等を公開する。

2　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第 52 条　本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告方法）

第 53 条　本協会の公告は、電子公告により行う。

第８章　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第 54 条　この定款は、第 57 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、これを変更することができる。
2　前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併等）
第 55 条　本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
2　前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）
第 56 条　本協会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）
第 57 条　本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の

日から 1 箇月以内に、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは同法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第 58 条　本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益法人認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第９章　事務局

（事務局）
第 59 条　本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3　事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
4　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（帳簿及び書類の備置き）
第 60 条　本協会の主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、法令の定めに従い保存しなければならない。
（1）　定款
（2）　役員名簿
（3）　会員名簿

(4)　認定、許可、認可等及び登記に関する書類
(5)　事業計画書
(6)　収支予算書
(7)　資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
(8)　社員総会、理事会及び常任理事会の議事録
(9)　事業報告書
(10)　収支計算書
(11)　貸借対照表
(12)　財産目録
(13)　正味財産増減計算書
(14)　附属明細書
(15)　監査報告書
(16)　役員報酬等の支給基準
(17)　その他必要な帳簿及び書類

2　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第51条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章　補則

（委任）

第61条　この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　本協会の設立の登記日現在の理事及び監事並びに常任理事は次に掲げる者とする。

理　　事　青山　俊樹、安中　徳二、石井　弓夫、泉谷　伸夫、
庵原　宏義、岡本　正男、久住　時男、近藤　隆之、
小室　広佐子、佐藤　年緒、七戸　克彦、杉山　恵一、
高橋　健文、高橋　万里子、野澤　英之助、別府　征二郎、
福井　淳太、藤吉　洋一郎、松田　芳夫、虫明　功臣、
村田　曄昭、山岸　哲、横枕　篤、靈山　智彦、
望月　常好、住吉　豊明

監　　事　和里田　義雄、津野　三夫

常任理事　青山　俊樹、安中　徳二、石井　弓夫、岡本　正男、
村田　曄昭、山岸　哲

4　本協会の最初の会長を虫明功臣、副会長を松田芳夫及び高橋健文とし、以上の3名を代表理事とする。また、専務理事を望月常好、常務理事を住吉豊明とし、以上の2名を業務執行理事とする。

附　則（令和元年5月31日）

（施行期日）

1　この定款の変更は、令和元年5月31日から施行する。